

沖縄県立北部病院
アスベスト調査業務仕様書

令和8年度

目 次

1. 業務概要	1
2. 総 則	1
3. 業務内容	1
4. 適用基準等	2
5. 調査の実施	2
6. 貸与品等	3
7. 保険等	3
8. 調査報告書の内容	3
9. 業務の処理	3
10. 業務委託料の変更	4
11. 書類の提出等	4
12. 管理技術者等の資格	4
13. 成果物（報告書）の提出.....	5
14. 秘密の保持	6
15. 成果物等の利用許諾	6
16. その他	6

1. 業務概要

業務件名 沖縄県立北部病院アスベスト調査業務

業務場所 名護市

業務期間 契約日の翌日 から 令和9年1月26日 まで

業務目的 本業務は、対象施設の使用建材について、アスベスト含有の有無を調査、分析し明らかにすることを目的とする。

対象施設 施設名称 北部病院（本館、カルテ庫、控室、集塵室、ボンベ庫、受水槽、プレハブ、簡易診察室*）
住 所 名護市大中 2-12-13

構 造	(本館) SRC 造 地下1階 地上6階 塔屋1階	延べ面積	18,252. 70 m ²
	(ボンベ庫) 補強 CB 造 平屋	延べ面積	20. 00 m ²
	(集塵室) 補強 CB 造 平屋	延べ面積	約44. 89m ²
	(カルテ庫) RC 造 地上2階	延べ面積	524. 39m ²
	(控室) 軽量鉄骨 平屋	延べ面積	約20. 00 m ²
	(プレハブ) 軽量鉄骨 平屋	延べ面積	約150. 00 m ²

*簡易診察室は、財産取得経過年が浅いため調査職員と協議すること。

2. 総 則

- (1) 本仕様書は、沖縄県病院事業局が施行する標記業務のアスベスト分析調査に適用する。
- (2) 受注者は、調査員（発注者が調査員として、受注者に通知した病院事業局職員）との協議及び指示等により、業務を行うものとする。
- (3) 本業務に際しては、調査員その他関係機関と十分打合せを行い、業務を期限内に完了させなければならない。

3. 業務内容

業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 試料採取

現地確認を踏まえ、調査員と事前に調整のうえ決定した箇所のアスベスト検体を採取する。

ア 試料採取量

試料の採取量は、定性及び定量分析調査を適切に行うために必要となる分量以上とする。

イ 試料採取方法

- (ア) 試料採取場所で試料採取箇所を決定する。
- (イ) 試料を採取し、容器に入れ密封する。
- (ウ) 容器に試料番号・採取年月日・採取建物名・採取場所・採取部位、その他必要事項を記録する。

(2) 分析試験

採取した試料は、顕微鏡またはX線回析による定性分析方法によって、アスベストの有無を確認した後、~~「アスベスト含有」と判断された試料について、アスベストの定量分析を行い、アスベスト含有率の測定を行う。~~

ア 定性分析方法による測定

すべての分析検体を対象とする。

~~イ 定量分析方法による測定~~

~~定性分析法により「アスベスト含有」と判断された試料を対象とする。~~

(3) 報告書作成

試験分析結果について報告書を作成し、提出する。

4. 適用基準等

受注者は、調査業務の実施にあたって、以下の基準等に基づき行うものとする。なお、各基準等は契約時の最新版を用いること。また、記載以外の基準等を使用する場合は、調査員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

(1) 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

(JISA1481-1 ~~JISA1481-2 JISA1481-3 JISA1481-4 JISA1481-5~~)

(2) 「建材中の石綿含有率の分析方法について」

(厚生労働省労働基準局 基発第0821002号)

(厚生労働省労働基準局 基発1222第18号)

(3) 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

(厚生労働省・環境省 令和6年2月改正)

(4) 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル第2版」

(厚生労働省 令和4年3月)

5. 調査の実施

(1) 受注者は、事前に調査に関する分析調査計画書を作成し、調査員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、各建物の施設管理者等への連絡について、調査員の指示に従わなければならない。

(3) 本業務のため調査対象施設へ立ち入る際には、事前に調査職員又は施設管理者と調整すること。

(4) アスベスト含有率等の分析方法は、原則として「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(JISA1481-1

~~JISA1481-2 JISA1481-3 JISA1481-4 JISA1481-5~~)により行うものとする。なお、別の分析方法を使用する場合は、調査員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

(5) 試料の採取後の補修・清掃は、調査員と協議のうえ受注者の責任において行う。

(6) 天井材等囲まれている箇所の試料の採取は、天井材等を一時撤去して行い、採取後は原型に復さなければならない。

(7) 調査、試料の採取については、施設利用者及び職員等の執務に影響を与えないよう注意して行わなければならない。

(8) 試料の採取に必要な消耗品、脚立足場、梯子等は受注者の費用負担とする

(9) 業務に必要な電力・用水は調査職員と協議を行うこと。

(10) 調査、分析で使用した試料は受注者の責任において処分すること。

(11) 写真撮影等は、撮影したものを特定するために件名、受注者、撮影年月日、撮影箇所を記載し、記録内容がわかるようにすること。

(12) デジタル写真は、原則として写真データへの加工を認めない。ただし、調査員の承諾を得た時は、全体の明るさ、コントラストの補正は認める。その場合は、補正をしたことがわかるファイル名をつけ、操作状況を説明したテキストファイルを作成すること。

6. 貸与品等

貸与品名及び数量
・図面 PDFデータ（カルテ庫、控室、プレハブ、簡易診察室を除く） ・アスベスト調査報告書（過年度実施箇所）

引渡場所（沖縄県病院事業局経営課） 引渡時期（契約後）

返却場所（沖縄県病院事業局経営課） 返却時期（完了検査後）

7. 保険等

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

- ・ 労働者災害補償保険

8. 調査報告書の内容

調査報告書の内容は、以下のとおりとする。なお、報告書作成に際しては、調査員と協議して行うこと。

(1) 業務概要

(2) 調査内容

- ・ 受注者
- ・ 管理技術者及び石綿作業主任等
- ・ 調査方法
- ・ 使用機材等

(3) 分析調査結果

- ・ 採取年月日
- ・ 採取場所(室名等)、採取部位(天井等)、試料番号
- ・ 採取場所の特定できる写真(採取前・採取後、分析試料)及び図面
- ・ 試験分析結果

試料採取履歴

試料粉碎方法

使用した測定機器

試験検査結果

定性分析(アスベストの成分確認、顕微鏡拡大写真チャート等添付、試料及び標準含む)

~~定量分析(残渣率・低減の方法等)~~

測定年月日

測定機関

(4) その他、調査員が指示する事項

9. 業務の処理

- (1) 受注者は、業務内容に疑義を生じたときは、速やかに調査員と協議のうえその指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに調査員に中間報告をし、十分な打合せをすること。

- (3) 受注者は、調査員が進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (4) 受注者は、施設管理者や関係機関との打合わせを行った場合、その内容について調査員に報告しなければならない。
- (5) 受注者は、試料の採取状況等について写真撮影等により記録をし、整理して提出しなければならない。

10. 業務委託料の変更

- (1) 本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額に消費税等相当額を加えた額で行うものとする。
- (2) 本業務の旅費交通費及び宿泊費は、計上していない。変更が生じる場合は事前に調査職員と協議の上で変更する。

なお、内訳の分かる領収書及び搭乗証明書等を提出すること。

~~旅費交通費：〇人×〇往復分~~

~~宿泊費：〇人×〇泊分~~

- (3) 本業務の分析検体数は、128検体分（簡易診察室を含む※）を計上している。検体数は必要に応じて協議の上で変更する。

※簡易診察室は、現場確認の上、調査対象とするか調査職員と協議すること。

※上記検体数に本館設備分は含まれていない。

11. 書類の提出等

- (1) 受注者は、着手時に発注者が指定した様式により、関係書類を延滞なく調査員に提出しなければならない。
 - ・ 着手届、業務工程表
 - ・ 管理技術者通知書
 - ・ 担当技術者及び協力事務所届
- (2) 業務工程表
 - ア 受注者は、業務の工程、報告の時期及び内容について、事前に調査員と協議のうえ業務工程表を作成し、速やかに調査員へ提出しなければならない。
 - イ 受注者は、業務工程表の内容を変更する場合、調査員へ変更業務工程表を提出しなければならない。
 - ウ 受注者は、前項の工程表により業務を遂行しなければならない。
- (3) 管理技術者等
 - ア 受注者は、本業務における調査の技術上の管理及び統括等を行う管理技術者を定め、調査員へ通知しなければならない。
 - イ 管理技術者は、適切に業務の遂行に努めなければならない。
- (4) 受注者は、業務を完了したときは、完了届及び納品書を提出するものとする。

12. 管理技術者等の資格

管理技術者等の資格要件は次による。なお、管理技術者は、受注者が会社その他の法人である場合には、当該

法人に所属する者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者 次のいずれかの資格を有するもの。

ア 建築物石綿含有建材調査者(特定・一般・~~戸建等~~)

イ 令和5年9月30日までに(一財)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

~~ウ 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習を修了したもので、調査員等の指揮を行う職務の者をいう。)~~

(2) 調査担当技術者 次のいずれかの資格を有するもの。

ア 建築物石綿含有建材調査者(特定・一般・~~戸建等~~)

イ 令和5年9月30日までに(一財)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

~~ウ 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習を修了したもので、調査員等の指揮を行う職務の者をいう。)~~

(3) 分析担当技術者 次のいずれかの資格を有するもの。

ア 令和2年厚生労働省告示第277号(石綿則第3条第6項)に規定する分析調査講習を受講し、修了検査に合格した者。

イ 上記アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。

- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者または定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」修了者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)」合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

(4) 技術者の兼任

下記の場合に限り、技術者を兼ねることができる。ただし、管理技術者と分析担当技術者を兼ねることはできない。

ア 管理技術者と調査担当技術者

管理技術者資格要件「ア又はイ」~~及び「ウ」~~の要件を満足する技術者

イ 調査担当技術者と分析担当技術者

調査担当技術者及び分析担当技術者の要件を満足する技術者

13. 成果物(報告書)の提出

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の報告書を提出しなければならない。

(1) 調査報告書(A4判製本) 1 部

(2) 調査報告書の原図等(電子データ共) 1 部

14. 秘密の保持

受注者は、調査員の承諾なく業務に係る書類、成果物(未完成の成果物及び測定を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に漏らしてはならない。

15. 成果物等の利用許諾

提出された成果物、業務に係る書類は、すべて沖縄県病院事業局に帰属するものとし、沖縄県はこれを自由に使用できるものとする。

16. その他

(1) 業務の委任(再委託)

業務の委任(再委託)については、契約書に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 本業務における総合的な企画、判断及び業務遂行管理に関し、受注者はこれを委任することは出来ない。

イ 受注者は、本業務の一部を委任する場合において、当該業務の遂行能力を有するものを選定しなければならない。

ウ 受注者は、再委託先に対し、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

(2) 関係法令、条例の遵守

受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例を遵守しなければならない。

(3) 試料採取時の措置

試料採取に際しては、採取者がアスベスト粉じんを吸い込まない措置を適切に行うこと。

(4) その他

本業務の実施について、仕様書等に定めのない事項については、調査職員との協議による。